

令和4年 第7回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 14

会議日程・付議事件

会議日時 令和4年4月21日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		教育委員の活動について	
4	報告第10号	専決報告について(令和3年度川西市一般会計補正 予算について)	

出席者

教 育 長            石 田        剛

委            員            坂 本 かおり  
(教育長職務代理者)

委            員            治 部 陽 介

委            員            佐々木 歌 織

委            員            倉 見 昇 一

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	中 西	哲
こ ども 未 来 部 長	山 元	昇
教育推進部副部長（就学担当）	岩 脇	茂 樹
こ ども 未 来 部 副 部 長	釜 本	雅 之
こども未来部副部長（こども支援担当）	井 上	昌 子
教 育 政 策 課 長	的 場	秀 樹
こども若者相談センター所長	木 山	道 夫

議事録作成者

教 育 政 策 課 主 任	荻 野	裕 也
---------------	-----	-----

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 10	専決報告について（令和3年度川西市一般会計 補正予算について）	4.4.21	4.4.21	承 認

[ 開会 午後2時00分 ]

- 石田教育長      それでは、只今より、令和4年第7回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。
- 石田教育長      それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。  
なお、倉見委員につきましては、オンラインでの出席です。  
倉見委員、入室確認をお願いします。
- 倉見委員        はい、入室しております。よろしくお願いします。
- 石田教育長      映像及び音声により委員本人であること、また、相互間の映像及び音声の相送受信が適正に行われていることを確認できました。
- 石田教育長      本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。
- 教育政策課長  
（的場）        本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。  
本日は、議題に関係する職員が全員出席でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 石田教育長      では次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。
- 石田教育長      これより日程に入ります。日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、治部委員、坂本委員を指名いたします。よろしくお願いします。
- 石田教育長      では次に、日程第2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第6回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。
- 教育政策課長  
（的場）        それでは、令和4年第6回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。  
まず、第6回定例会の議事録につきましては、1ページに会議日程・付議事件、2ページに出席者を、3ページに説明のため出席を求めた者、4ページに議案等審議結果を、議事録につきましては5ページからござい

まして、会議次第に基づきご審議いただきました経過等について、調製させていただきます。

最後に署名委員の署名ということで、佐々木委員、坂本委員よりご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第6回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3「教育委員の活動について」であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (中西) それでは、3月分の教育委員の皆様のご活動についてご報告いたします。まず、坂本委員におかれましては、北陵小学校にて開催された学校運営協議会を傍聴されました。

治部委員におかれましては、明峰中学校の黒山校長とメンタルヘルスに関する意見交換をされましたほか、日本学校精神保健研究会のオンライン研修にご参加いただいております。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

石田教育長 只今の報告について、各教育委員のほうから、それも含め、近況などをお知らせいただいたらと思います。

坂本教育委員、どうですか。

坂本委員 学校運営協議会は自発的に立ち上がったと言われているところなので、どんな感じでされているのかなと思って傍聴させていただいたんですけども、やっぱり自発的にされているというだけあって、結構意見も飛び交ってましたし、こういうふうにしたらどうですか、こんなふうにした



ら子どもたちにいいんじゃないですかみたいな結構意見が交わされていたなと思いました。

学校もそうなんですけれども、地域づくりとか、医療でも何でも、福祉もそうなんですけれども、連携とかすごい言われるじゃないですか。今週に発達支援の治部委員も出ていた連絡協議会にちょっと傍聴に行ってきたんですけれども、そちらでもやっぱり連携という話で、協働であったり、お互いがどこまでできるかというのをお互いに知っておかないとやっぱりできないなというところで、会議を立ち上げて、やっぱりしっかりその人、その人が自分のできることを理解してやらないといけないなというところとちゃんと話をしないと駄目だなと思って、会議をすることがゴールになったら駄目だなと思って、これからも役に立つことがあったらいいなと思った次第です。

石田教育長 参加された学校運営協議会は教員も参加していたんですかね。

坂本委員 校長先生と教頭先生。

石田教育長 だけ。

坂本委員 はい。

石田教育長 3月のものやね、そしたら。

坂本委員 そうです、そうです。

石田教育長 4月の学校運営協議会は教員も……

坂本委員 入ると言っていました。

石田教育長 入って、その報告を担当の足立のほうから聞きましたけれども、なかなかさらに一步進んで、学校なんかの教員と結びつけようという動きが見られるかなと思います。

令和6年度に全校実施ということなので、具体的な形、方向をきちっとつくっていただけたらと思います。北陵小学校の田中校長については、これについてかなり先行的に取り組まれているので、意欲的に、それに学校現場の職員がどう一緒に協働できるかというところが課題かなとい

うふうに思っています。ありがとうございます。

治部委員、何か。

治部委員

日本学校精神保健研究会の発表に参加させてもらって、日本全国の中でどんなメンタルヘルスのスクリーニングを活用しているか事例を意見交換する場に参加しました。

主には東京大学が主宰しているRAMP Sのツールをどうやって活用するかという話でしたけれども、より実践的なお話だったので、今後もしチャンスがあれば、興味がある学校に、アイデアをお伝えできればなんて思っています。

あともう一点、川西市の特別支援教育・保育相談連携会議、今、坂本委員がおっしゃっていたものですが、そこにも参加させてもらって、僕は非常に期待を持って帰ってきました。特別支援教育の今後の在り方を真剣に考えようという課長の呼びかけとか、あとは家庭、教育、福祉との連携ってどういうふうにすれば、今まで以上に充実するのだろうか、という話題に期待を膨らませて帰ってきた次第です。

その中で気になったのが、特別支援に携わっている先生から、本当に大変なんだというご報告があり、本当に大変だと言っている先生たちをどうにかサポートしていきたいと思いました。結果として、子どものサポートにつながるはずです。今、川西市が持っているコンサルテーションって、多分、教育支援センターのコンサルテーションとあとは川西養護学校のコンサルテーションとあとはスクールソーシャルワーカー、あとスクールカウンセラー等の心理職のサポートと、ぱっと僕は3つぐらいを思いついたんですけど、そこで教育支援センターが実施しているスクールソーシャルワーカーを学校に実際に派遣する上で、センターがどんなふうにスクールソーシャルワーカーさんなどの管理マネジメントをしているのかうかがいたく思います。もしよければ、その辺もまた情報共有いただければと思います。

以上です。

石田教育長

基本的に教育支援センターのその業務もこども若者相談センターが今、引き継いでいる形になるので、そこら辺が今のところ是一本化されている形にはなるんです。コンサルとスクールソーシャルワーカーと同じ部署で管轄しているということやね。

何か所長、ありますか。今言うたスクールソーシャルワーカーの。

こども若者相談センター所長  
(木山)

スクールソーシャルワーカーの分につきましても、先ほど教育長からありましたとおり、こども若者相談センターと同じ部署のほうに統合した形になっていますので、まずはその中の担当間のほうの連携というか、ケースに対して同じ方向を向いているかどうか、同じ方向性を持つということが大切かなというふうに思っていますので、取りあえずその組織内改革というのを今、途中でさせていただいている段階かなと思っています。

また、スクールソーシャルワーカーの役割的なもの、学校に関しても、なかなかどういうふうな形でスクールソーシャルワーカーの方を使っているかどうかというのをなかなか分からないという学校とかも声が聞かれますので、スクールソーシャルワーカーのもちろん各個人のスキルとかにもよるんですけども、一定、職種として果たすべき役割というのを整理をして、分かりやすいような形で学校のほうにお伝えできればいいんじゃないかなということは今、ちょっと昨年度から取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。

石田教育長

スクールソーシャルワーカーのあれで研修というか、あれのコーディネーターで弁護士資格か何かを持った方にコーディネートしているのは、あれは別ですか。

こども若者相談センター所長  
(木山)

大学の先生ですね。福祉の関係のご専門の先生の部分とあとは弁護士の先生、日本のほうで一応研修のほうは昨年度から行っているんですけども、今年度も同様の研修をして、そこら辺のスキルの平準化といいますが、そういったもの、またブラッシュアップ化、そういったものも継続してやっていく予定です。

以上でございます。

石田教育長

そういった形で、スクールソーシャルワーカーが他の職種との連携をスムーズにするために1つの部署に集めたということと、それも含めて今、大学の先生であるとか、弁護士の方であるとかと一緒に研修をしていただいているという形にはなっています。

学校現場の大変だ、大変だというのはどういうことが大変だというふうに述べられていたんですか。おっしゃっていたんですか。

治部委員

行動障害がある子ども、もしくは情緒障害があるだろうという子どもたちが学校の中で集団適応に苦しんでいるというような話に聞こえました。

石田教育長            その辺の対応が大変だということですか。

治部委員            その子どもの直接対応をどうすればいいかを悩んでいるというようなお話でしたね。

坂本委員            どこまで踏み込んでいいかがすごく悩ましいようなことをおっしゃっていて、それこそSSWさんが週1回来られるけれども、相談したいけれども、勤務時間と自分がクラスに入っている時間が一緒なので相談しにくかったりとか、困ったねというたときにそこにいないとかがあるみたいで、そういう多分小さい積み重ねが何か困ったという感覚になっているんじゃないかなと思いました。

石田教育長            勤務の形態が今のような形なので、そこはちょっと考えなあかんのんかもしれませんけれども。

坂本委員            各学校ごとに工夫をすれば多分いけると思うんです。

石田教育長            何かもう一工夫あってもいい感じもするけれどもね。

坂本委員            ただ、どう使っていいかが分からないという声が多数聞かれたので、やっぱりそこはお互い知っておかないとかなと思いました。

石田教育長            そうやね。スクールソーシャルワーカーのほうも、それでいうと、せっかく行っているのになかなか相談して……

坂本委員            先生がいないんです、職員室にみたいなことも。

石田教育長            感じになってもね。

坂本委員            前、全国のSSWが参加されていた「効果的なSSWのあり方研究会」に1回入らせてもらったときに、教室をのぞくにもものぞきにくい、職員室は誰もいない、どうしていいか分からないんですよみたいなことを言っただけで、実際そうなるわなと思っていたんですよ。

石田教育長            そちら辺、特に小学校やね。

坂本委員

小学校ですね。

石田教育長

やっぱりそこら辺、本来的に言うと、時間割をちゃんと工夫せなあかんと思うけれどもね、僕は。そのときに専科の授業を受けて担任が空いているようにするとかね。何かそんなせん限りは無理やから。そこはちょっと一回、学校、教育保育課も含めて、入って実際やっていこうかなと思いますけれども。

中学校のほうは結局そういう時間をつくって時間割をつくっているんですよ。小学校って割と体育館が重ならないようにとか、理科室が重ならないようにとかは気を配っているんだけど、そういう相談のための時間を空けなあかんという認識を持っては空けていないので、そこら辺はまたちょっと相談します。でも、大事なことですね、根本のところですね。

治部委員

ひとつ目が、時間のマネジメントとか、支援職の運用の仕方みたいなものをどのように周知できるかという視点、ふたつ目がやはり管理マネジメントの仕組みをどう形成するのかという視点だと思いました。ソーシャルワーカーさんだけに限らずですけども、コンサルテーションという意味でいうと、そもそもコンサルテーションがどうあるべきか、コンサルテーションされる方が理解されているのか今一度確認する機会があっても良いかもしれませんね。その他、問題に対して仮説を立てリサーチして検証するこのPDCAみたいなものができているとか、そういう評価する仕組みが今後、充実していきだろうなというところには期待したいと思います。

石田教育長

そこは常に問合せというか、専門職であるからこそ、逆に言うと、そういうのをきちっと図っておかないと、ついつい私たちもそうやけれども、専門職に丸投げというわけじゃないけれども、何か劇的な解決方法を見いだすことがあるけれども、専門職自身がブラッシュアップして組織的にいかなあかんかなと思います。ちょっとまた一回、教育推進部とも相談して、時間のこととか、そういうことを詰めていきたいなと思います。ありがとうございます。

佐々木委員、どうですか。何か気になるようなトピックとか。

佐々木委員

今回は特にはないです。

石田教育長 よろしいですか。  
倉見委員、何か気になるようなトピック、そちらでの話題でも構いませんし、何かありますでしょうか。

倉見委員 いえ、特に、ごめんなさい、ありません。

石田教育長 はい、分かりました。  
それでは、教育委員の活動については以上といたします。  
次に、日程第4、報告第10号「専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算について）」であります。事務局から説明をお願いします。

こども未来部副部長（井上） それでは、報告第10号「専決報告について（令和3年度川西市一般会計補正予算（第13回）」の専決処分についてご報告申し上げます。  
議案書の3ページ、4ページをご覧ください。  
本案は、令和3年度川西市一般会計予算のうち、教育委員会関係予算について、市長に申出するにつき、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであります。  
今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染症対策としまして、令和3年12月から実施しております子育て世帯への臨時特別給付金事業につきまして、当初、令和3年度事業として、年度内の事業完了を予定し事務を進めてきたところですが、令和4年2月に基準日以降に離婚等をされたひとり親家庭の方や配偶者暴力を受け児童と避難し給付金を受け取ることができなかつた方などに対して、支援給付金として子育て世帯への臨時特別給付金を給付することになりました。周知期間等を考慮しますと、年度内での事業終了は困難であり、引き続き、令和4年度においても事業を継続する必要が生じ、令和3年度一般会計予算を令和4年度予算に繰り越すため、急遽、補正予算での対応となったものでございます。  
5ページの右側の部分をご覧ください。  
支援給付金の概要としましては、2月28日時点で18歳以下の児童を養育し、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の対象者の基準日以降に離婚や離婚を前提とした別居などを行ったため、児童を養育しているが給付金を受け取ることができなかつた方、配偶者からの暴力を受け児童と避難している場合で、配偶者に対して給付金が支給され、受けることがで

きなかった方、基準日より後に海外から帰国した方などで、児童手当の所得制限限度額を超えない方に対し、児童1人に対して10万円を支給するものでございます。

次に、補正予算額につきましてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

第3款 民生費、03 児童福祉費で職員の時間外勤務手当としまして児童福祉推進費人件費を20万円、同じく、子育て世帯臨時特別給付金給付事業として、給付金5,740万円を、事務費として80万円の計5,820万円を繰越明許費として補正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

石田教育長

説明は終わりました。

今言ったような条件の世帯に1人10万円の給付をするというためのものです。何か質問等がありますか。

574人というのはどうやって算出したんですか。

こども未来部副部長  
(井上)

3年度の決算見込みの人数から当初予定していました2万4,000人から差し引いた残りの人数を繰越したという形でございます。

石田教育長

ほか、何か質問ありますか。

この子育て臨時特別給付金については事務も大変でしたからあれなんですけれども。よろしいですか。

倉見委員、よろしいですか。

倉見委員

はい、大丈夫です。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第10号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第10号につきましては承認されました。

石田教育長

それでは、以上で終わります。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、5月18日水曜日午後2時30分から、庁議室にて開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、令和4年第7回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。

[閉会 午後2時20分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和4年5月18日

署名委員 治部陽介

坂本かおり